

水質汚濁に係る環境基準の改正について

2021年10月7日「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（環告62）」・「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（環告63）」が公布されました。

内容は以下のとおりで、2022年4月1日より適用されます。

環境庁告示第59号

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

六価クロム : 現行 0.05mg/L 以下 → 改正後 0.02mg/L 以下

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

項目名 : 現行 大腸菌群数 → 改正後 大腸菌数

分析方法 : 現行 最確数による定量法 → 改正後 付表10(メンブレンフィルター法)

現行の付表10(全亜鉛)は削除

環境基準値 : 以下の通り

・河川

項目 類型	現行	改正後
	<u>大腸菌群数</u>	<u>大腸菌数</u>
AA	<u>50 MPN/100mL 以下</u>	<u>20 CFU/100mL 以下</u> ※1 <u>100 CFU/100mL 以下</u>
A	<u>1,000 MPN/100mL 以下</u>	<u>300 CFU/100mL 以下</u>
B	<u>5,000 MPN/100mL 以下</u>	<u>1,000 CFU/100mL 以下</u>
C~E	—	—

※1: 水道1級を利用目的としている地点

・湖沼

項目 類型	現行	改正後
	<u>大腸菌群数</u>	<u>大腸菌数</u>
AA	<u>50 MPN/100mL 以下</u>	<u>20 CFU/100mL 以下</u> ※1 <u>100 CFU/100mL 以下</u>
A	<u>1,000 MPN/100mL 以下</u>	<u>300 CFU/100mL 以下</u> ※2 <u>1,000 CFU/100mL 以下</u>
B~C	—	—

※1: 水道1級を利用目的としている地点

※2: 水道3級を利用目的としている地点

・海域

項目 類型	現行	改正後
	<u>大腸菌群数</u>	<u>大腸菌数</u>
A	<u>1,000 MPN/100mL 以下</u>	※3 <u>20 CFU/100mL 以下</u> <u>300 CFU/100mL 以下</u>
B~C	—	—

※3: 自然環境保全を利用目的としている地点

環境庁告示第10号 別表

六価クロム : 現行 0.05mg/L 以下 → 改正後 0.02mg/L 以下